

選手選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の国際競技大会及び指定大会等に参加する代表選手の選考及び決定を行う選手選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関することを定める。

(所管)

第2条 委員会は、シッティングバレーボール等の国際競技大会及び指定大会等に参加する代表選手の選考について審議・決定する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 委員は、次の各号の一に該当する者の中から理事会の議決により選任し、代表理事が委嘱する。

(1) 本協会理事

(2) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から選考の対象となった大会の終了するときまでとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2 この規程の改廃は、理事会の議決による。